

別紙 1

「放課後等デイサービス利用料金内容」

1-1 放課後等デイサービス利用料金

放課後等デイサービス キミイロ

項 目	単 位 数	備 考
(利用基本単位)	区分1 30分～1時間30分 574単位/日 区分2 1時間30分～3時間以下 609単位/日 区分3 3時間以上～5時間以下 666単位/日 (区分3は、学校の休業日のみ)	※ サービス利用時間により算定 ※ ご家庭の都合等により前後に超過した場合は「延長支援加算」の対象になります。ただし事業所の事情により不可能場合があります。

【各種加算】

延長支援加算日	(1) 延長1時間～2時間未満 92単位/日 (2) 延長2時間以上 123単位/日 (3) 30分～1時間未満 61単位/日	※(3)は、利用者都合で短時間になった場合に算定
児童指導員加配加算	(1)常勤・専従・経験5年以上 187 単位/日 (2)常勤・専従・経験5年未満 152 単位/日 (3)常勤換算・経験5年以上 123 単位/日 (4)常勤換算・経験5年未満 107 単位/日 (5)その他の従業員を配置 90 単位/日	※基準人員(児童指導員か保育士で2名以上、うち1人は常勤で配置)の他に左記に該当する職員を配置した場合に算定
福祉専門職員配置加算	区分(I) 15 単位/日 区分(II) 10 単位/日 区分(III) 6 単位/日	※常勤従業員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の割合によって算定 ※(III)は、従業員のうち常勤者の割合によって算定
専門的支援加算	123 単位/日	※理学療法士等を配置した場合に算定
専門的支援実施加算	原則月2回、最大6回まで 1 150 単位/日	※専門人材が、個別・集中的に支援をした場合に算定
送迎加算	54 単位/回	片道につき
欠席時対応加算	94 単位/回	
子育てサポート加算	月4回 80 単位/回	※保護者に支援参加の機会を提供し、児童の特性を踏まえた相談を行った場合に算定
上限管理加算	月1回 150 単位/回	※他事業所との負担料調整事務
事業所間連携加算	(I)中核事業所 500 単位/回 (II)連携事業所 150 単位/回	※他の事業所と、支援情報の連携を行った場合に算定
関係機関連携加算	(I)保育所や学校と連携し支援計画の作成 250 単位/回 (II) 保育所や学校と(I)以外の連携 200 単位/回 (III) 児相、医療機関と情報連携 150 単位/回 (IV)就学、就職先と連絡調整 200 単位/回	※(I)～(III)は、月1回まで ※(IV)は、1回のみ

家族支援加算	(Ⅰ)個別相談援助 ・居宅訪問(所要 1H 以上) 300単位/回 (所要 1H 未満) 200単位/回 ・事業所内対面 100単位/回 ・オンライン 80単位/回 (Ⅱ)グループ相談援助 ・事業所内対面 80単位/回 ・オンライン 60単位/回	※いずれも月4回まで
個別サポート支援加算	(Ⅰ) 個別サポート支援 120単位/日 (Ⅱ) 個別サポート支援 150単位/日 (Ⅲ) 個別サポート支援 70単位/日	※(Ⅰ)は、指標判定13点以上の児童への支援 ※(Ⅱ)は、親が原因で要保護・要支援の必要児童に、児相やこども家庭センターと連携を行った場合に算定 ※不登校児対象、学校との連携をとりながら支援
保育・教育等移行支援加算	・退所前に移行に向けた取り組み(2回) 500単位/回 ・退所後に居宅訪問し相談援助/回(2回) 500単位/回 ・退所後に保育所等への訪問し援助(1回) 500単位/回	※事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に算定

【福祉・介護職員等処遇改善加算】

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算とは……… 福祉・介護の現場で安定的な人材確保を目的として、賃金向上や職場環境の整備を行い職員の処遇を改善するための国(厚労省)の行う事業で、当事業所も要件に合致していることから積極的に参画しています。

(加算率)

福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 13.4% (Ⅱ) 13.1% (Ⅲ) 12.1% (Ⅳ) 9.8%

※ (Ⅰ)～(Ⅳ)は、要件によりことなります。

※ 本処遇改善加算率は、令和6年6月1日から適用で、それまでの処遇改善加算の態様や加算率等の詳細は別途説明いたします。

別紙 2

「利用料金計算例及び利用負担額」

※ 令和6年4月1日現在 1単位単価 = 10円

※ 別紙1の単位数参照

※ 加算内容によって変動します。

○ 利用料金の計算(利用1回)

- ・ (基本対数+各加算単位数)×処遇改善率 = 利用単位数
- ・ 利用単位数×地域単価10円 = 利用者料金

【計算例】

放デイの場合で、基本単位区分2、延長加算1H、往復送迎あり、処遇改善加算 I に該当

① (基本単位609単位+延長加算92単位+送迎加算2回で108単位) × 処遇改善率(I) 13.4% = 917.406(四捨五入)=総利用917単位/回

② 総利用917単位×地域単価10円 = 9,170円/回

1回あたり利用料×利用日数 = 月利用料 月10回利用の場合91,700円(総利用料金)

利用者負担額10%から 9,170円/月

利用負担上限額が例えば4,600円なら負担金は4,600円になります。

【利用者負担額】

- 総利用料金の10% (残りの90%は国の負担になります。)

【利用者負担額の上限】

- 利用者様の所得により、負担額の上限が0円、4,600円、37,200円になります。(受給者証記載額)

※ 上限額を超える額については国の負担になります。

※ 上限額等の詳細については、住所のある各区役所障がい福祉課にお問い合わせください。